

京都市森林の応援団づくり事業実施要綱

制定 令和4年6月21日
一部改正 令和5年2月9日
一部改正 令和6年2月29日
一部改正 令和7年3月26日

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、補助金の交付等を通じて、森林資源や森林空間等の活用を促進する事業の創出を支援することにより、森林保全、林業振興、竹材やキノコ等の林産物の生産振興、担い手の多様化等を推進し、脱炭素社会の実現と京都の豊かな「木の文化」を未来に継承・発展させていくことを目的とする森林の応援団づくり事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林資源 木材、枝葉、それらの抽出物質等、多年生の木本植物（以下「樹木」という。）や、その他森林において産出される林産物をいう。
- (2) 森林空間 森林が成立する土地及びその土地に生育する樹木等が形成する空間、又は森林の周縁部にあり、その森林と密接不可分と認められる土地とその土地にある施設をいう。
- (3) オール・イン型 ふるさと納税型クラウドファンディング（以下「GCF」という。）の実施によって得られた寄付額（手数料等を除く。以下同じ。）の範囲内で事業を実施する類型をいう。

(支援の対象者)

第3条 支援の対象となる者（以下「支援事業者」という。）は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市内の森林資源や森林空間等を活用した商品やサービス等を提供する事業を行う者
- (2) 京都市暴力団排除条例に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことを誓約できる者

(支援の内容)

第4条 本市が支援事業者に対して行う支援の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 支援事業者が事業計画の達成に要する経費（別表に掲げる支援対象経費に限る。）に対し、本市が実施するGCF（オール・イン型）により資金調達し、その資金調達の実績に応じて森林の応援団づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。
- (2) 森林資源や森林空間等の活用を促進する事業計画の実施に関して、産業支援機関と連携し、必要な助言、指導及び関係事業者等とのマッチング支援等を行う。

(支援対象事業)

第5条 支援対象となる事業（以下「支援事業」という。）は、支援事業者が行う収益性及び持続性が見込まれる事業であって、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 京都市内の森林資源や森林空間等を活用した商品やサービス等を提供する事業のうち、新規又は

規模を拡大して実施する事業

- (2) 林業の振興、森林の多面的機能の維持向上、社会課題解決に寄与する等、公益性の高い事業
- (3) 次条第2項による認定を受けた事業であり、着手する年度内に支援事業に係る経費の支払いが完了する事業であって、その翌年度以降も継続して実施することが見込まれる事業

(支援に関する手続)

第6条 支援を希望する事業者は、森林の応援団づくり事業計画書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 定款、規則等
- (2) 直近3年間の決算書
- (3) 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請の募集期間を別に定め、募集期間終了後、原則として、45日以内に内容を審査したうえで支援事業として認定の可否を決定する。

3 市長は、前項の規定により、支援事業の認定の可否を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により事業計画の認定を受けた支援事業者は、GCFの実施期間終了後に、森林の応援団づくり事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、産業観光局農林政策担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月9日から施行し、令和5年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月29日から施行し、令和6年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月26日から施行し、令和7年度予算に係る事業から適用する。

別表

支援対象経費

経費の区分		内容
直接人件費		支援事業の遂行に直接関与し、新たに雇用する従事者の人件費
事業費	機械等購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・森林資源を活用する事業にあつては、抽出器や製造機等の機械、森林資源を採取するために必要な機械の購入及び設置に要する経費 ・森林空間を活用する事業にあつては、活用する森林を整備するために必要な機械、サービスの提供に必要な遊具等の購入及び設置に要する経費 ※リースの場合は、支援事業実施期間分のみが対象
	原材料費	商品開発のための原材料の購入に要する経費 ※販売する商品の原材料の購入費は対象外
	賃借料	森林や事務所、工場、機械設備等の賃借料 ※事務所、工場は支援事業の遂行のために使用する独立したものが対象 ※敷金・礼金は対象外
	その他直接経費	市場調査、商品企画開発、販売促進、広告宣伝等、支援事業の遂行にかかる活動に直接要する以下の経費 旅費、会議費（講師謝礼等）、備品費（パソコン等の事務用品等）、消耗品費、印刷製本費（チラシの作成等）、補助員人件費（補助事業の遂行を直接補助するアルバイトの給与等）、諸経費（補助事業の遂行にかかった光熱水費及び通信等も対象）、その他必要と認める経費
委託費	外注・委託費	市場調査、商品試作、販売促進、広告宣伝等の活動について、自団体内で遂行することが困難な場合に、企画意図・仕様等を示した上で外部に依頼するために要する経費 ※支援事業の核となる要素すべてを委託することは不可

※ 支援事業の遂行に必要不可欠で、実績報告時に、領収証等によりその数量、内容及び必要性が確認できるものに限る。

※ 対象経費の算定に当たっては、公租公課（消費税及び地方消費税額等）を除外して算定すること。

※ その他支援対象経費とならない経費は以下のとおり。

既に事業所として使用している事務所の家賃・光熱水費・通信費等の支援事業を実施しなくても必要な経費、損失補填、借入に伴う支払利息、公租公課、用地・建物取得費、建物建設費、官公署に支払う手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための費用、振込手数料（代引き手数料含む）、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用